

平成 29 年 9 月 8 日

各 位

株式会社 福井銀行

現金自動預入支払機（ＡＴＭ）利用時の振込制限の実施について
（還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止対策）

株式会社福井銀行（頭取 林 正博）は、キャッシュカードによるＡＴＭでのお振込に関し、一部のお客さまについて下記のとおりご利用を制限させていただくこととしましたので、ご案内いたします。

特殊詐欺被害が多発する中、特にご高齢のお客さまを言葉巧みにＡＴＭに誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が増加しております。今般、ＡＴＭ操作に不慣れなお客さまが被害にあわれぬようシステムによる利用制限を行なうものです。

福井銀行は、今後もお客さまの大切な資産をお守りするため、特殊詐欺被害未然防止に向け取り組んでまいります。

記

1. 制限の内容
対象となるお客さまにつきましては、福井銀行のキャッシュカードによる「お振込み」ができなくなります。
なお、「お預入れ」「お引出し」「残高照会」については、従来通りご利用いただけます。
2. 対象となるお客さま
過去３年以内に、福井銀行のキャッシュカードによるＡＴＭでの「お振込み」のご利用のない、満７０歳以上のお客さま
3. 制限の開始時期
平成２９年９月１９日（火）より
4. その他
対象となるお客さまで、キャッシュカードによるＡＴＭでの「お振込み」をご希望される場合は、窓口にお申し出ください。

以 上